

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議 次第

日 時：令和2年4月16日(木)

21時00分～21時30分

場 所：危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言について

(2) その他

滋賀県緊急事態措置の考え方

(1) 区域 滋賀県全域

(2) 期間 令和2年5月6日まで

(3) 実施内容

① 外出自粛の協力の要請 (特措法第45条第1項)

県民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を強く要請

② その他については、基本的対処方針を踏まえ今後検討